

議 第 174 号  
令和 5 年 9 月 4 日提出

熊本市記念館条例の一部改正について

熊本市記念館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市記念館条例の一部を改正する条例

熊本市記念館条例（平成 5 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を収集及び保存し、」を「の収集、保存及び活用を図り、これを」に改める。

第 2 条の表に次のように加える。

熊本藩川尻米蔵	熊本市南区川尻 3 丁目 3 番 30 号
---------	-----------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 21 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

記念館を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。